

平成29年第9回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成29年12月19日（火曜日）

議事日程（第6号）

平成29年12月19日（火）午後1時30分開議

第 1 （総務常任委員会付託案件）

議案第144号 議案第156号、議案第161号、議案第163号

（社会文教常任委員会付託案件）

議案第145号、議案第146号、議案第148号から議案第152号まで、議案第155号、議案第157号、議案第159号、議案第164号から議案第166号まで、議案第168号から議案第170号まで、請願第11号、請願第12号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第147号、議案第153号、議案第154号、議案第158号、議案第160号、議案第162号、議案第167号、議案第171号

第 2 （決算審査特別委員会付託案件）

議案第127号から議案第139号まで

第 3 発議案第 9号

第 4 議案第172号

第 5 議案第173号

第 6 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（21名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
11番	大	森	幸	平	君	13番	中	川	直	美	君
14番	中	川	隆	一	君	15番	中	村	良	夫	君
16番	佐	藤	孝	君	17番	猪	股	文	彦	君	
18番	近	藤	和	義	君	19番	祝	優	雄	君	
20番	竹	内	道	廣	君	21番	金	田	淳	一	君
22番	岩	崎	隆	寿	君						

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三浦基裕君	副市長	藤木則夫君
副市長	伊藤光君	教育長	渡邊尚人君
総務部長	渡邊裕次君	企画財政長	濱野利夫君
市民福祉部長	後藤友二君	産業観光長	安藤信義君
建設部長	猪股雄司君	総務部長 (兼 税務課長)	坂田和三君
市民福祉部長 (兼 環境 対策課長)	鍵谷繁樹君	産業観光部長 (兼 交通 政策課長)	本間聡君
産業観光部長 (兼 農林 水産課長)	高野博明君	建設部長 (兼 上下 水道課長)	渡部一男君
会計管理者 (兼 会計 課長)	源田俊夫君	総務課長 (兼 選挙 管理委員 局長)	甲斐由紀夫君
総務部長 (兼 防災 課長)	斉藤昌彦君	市民福祉部長 (兼 生活 課長)	小路昭君
教育委員会 教育長	越前範行君	両津病院 院長	伊藤浩二君
監査委員 局長	加藤留美子君	農業委員 会長	佐々木雅文君
消防長	中川義弘君		

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査 係長	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午後 1時30分 開議

○議長（岩崎隆寿君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第144号 議案第156号、議案第161号、議案第163号
（社会文教常任委員会付託案件）

議案第145号、議案第146号、議案第148号から議案第152号まで、議案第155号、議案第157号、議案第159号、議案第164号から議案第166号まで、議案第168号から議案第170号まで、請願第11号、請願第12号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第147号、議案第153号、議案第154号、議案第158号、議案第160号、議案第162号、議案第167号、議案第171号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、山田伸之君。

〔総務常任委員長 山田伸之君登壇〕

○総務常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第144号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業について、特別の事情がある場合に休業期間を延長できるようにするため、佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第156号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について。本案は、平成29年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億2,320万2,000円を追加するものであります。主な内容は、佐渡中央文化会館の大規模改修及び両津公民館の解体に係る経費を予算計上するものであります。審査の結果、賛成少数で否決すべきものとして決定しました。

議案第161号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告を踏まえ、給料表の改正等を行うため、佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第163号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について。本案は、平成29年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,341万5,000円を追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員給与改定に関する勧告に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第156号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）についての討論に入ります。

広瀬大海君の反対討論を許します。

広瀬大海君。

〔4番 広瀬大海君登壇〕

○4番（広瀬大海君） 新生クラブの広瀬です。議案第156号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について、反対の立場から討論を行います。

この反対討論は、合併特例債を活用した公民館、体育館等の整備、解体に係る事業に反対という内容であり、議案第156号全ての予算について反対をする討論ではないことを初めにお伝えしたいと思います。

今回の予算の中に平成31年3月までに各地の公民館、体育館を解体する予算が含まれています。今回の審査の中で、地域の説明会が議会提案直前であったこと、施設解体後の代替案も明確でないなど、地元利用者の理解を十分得られておらず、多大なご不便をおかけすることになることが明らかになりました。これは、新庁舎建設に活用する予定だった合併特例債を消化するためだけの解体予算のように見えてなりません。

この議案が審査されている先週木曜日、合併特例債の5年間の再延長の報道がありました。来年の通常国会に自民党から議員立法として提案されることが決定しており、他党にも協力を呼びかけているということでしたので、この法案が成立するのは確実な情勢であります。自民党より取り寄せた資料の中には、合併をした自治体の約3割が再延長の要望を出しておりますが、その主な理由として、旧市町村間における市民間の合意形成に時間を要しているとあります。ことし3月のワイドブルーあいかわの存続を求める陳情の賛成討論の中で、県内のみならず、全国で、市民をパートナーと捉え、しっかりとコミュニケーションをとりながら行政運営をしている自治体が急増しているというお話をさせていただきました。合併後の自治体運営という佐渡市が抱えている同じ問題に対し、要望を出している他の自治体は、市民に対し、多くの時間をかけてでも、自分たちのやろうとしていることを理解してもらいたい、納得してもらいたいと懸命に働いている姿は、まさしく市民としっかりとコミュニケーションをとりながら行政運営をしている証拠でもあります。ですので、合併特例債が再延長されるということは、佐渡の政治、行政が市民とともに歩むきっかけをつくるまたとないチャンスでもあるのです。このチャンスを生かして、平成30年3月までという従来の期限にとらわれることなく、本当に佐渡のため、佐渡市民のためになる合併特例債の活用策を再検討するべきだと思うのです。

最後になりますが、昨年の市長選挙、市議会議員選挙では、市民と議会、行政が一緒になって、しっかりとコミュニケーションをとりながら行政運営してもらいたいと願い、佐渡の皆さんは三浦市長や私たち新人議員を政治の舞台へ引き上げたのだと私は感じています。そして、さまざまな考え方の違いはあっても、多くの議員、特に新人議員とはこの部分の考えは一致しているとも確信しております。自分の胸に手を当て、心の本当の声を聞いて判断をしていただけることを切に願ひまして、私の反対討論を終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で広瀬大海君の反対討論は終わりました。

次に、中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） ただいま議題となっております平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について、反対の討論を行います。

先ほども討論の中で説明がありましたが、この予算は直接的には各地域の体育館の廃止、解体、真野の場合は真野地区公民館にかかわる予算であります。佐渡市が合併をして15年がたとうとしていますが、これからの佐渡の文化やスポーツ、こういったあり方、あるいは地域づくりのあり方を決める極めて重要な補正予算であります。予算の中身は、もう一度詳しく言いますと、両津地区の公民館、図書館の仮移転の費用、新穂、真野地区体育館の廃止と解体の費用、そして真野地区では真野地区公民館を移転をするというのですが、空き部屋に押し込めるという費用、それと両津文化会館の廃止を前提にしてアミューズメント佐渡の改修費用など、期限が迫っている合併特例債でやりたいということで急いでいるものであります。

10月から11月にかけて、各地区での住民説明会がありました。そこでは、共通した意見が3つあります。1つ目は、どこの地区からも、これからの地域づくりの中でやっぱりどうしても欠かせない社会教育や生涯学習の施設だ。立派なものは要らないが、もうちょっと議論をして決めてくれないかというのが1つです。2つ目は、住民との十分な話し合いがなくて、一方的に上から廃止ありきで押しつけるのはおかしいのではないかという、これがどこの地区でも声が出されました。そして、3つ目、仮に廃止をしなければならぬとすれば、もうちょっと議論して、小さくてもいい、あるいは代替施設でもいい、こういったことを検討できないのかと。この3つがどこでも出された意見であります。例えば私は出席しておりましたし、録音もとってあります。何回も聞いていますが、新穂地区住民説明会では、プロジェクトチームのトップを務めるという藤木副市長が、住民から、解体ありきの説明会はおかしいではないか、しかもこれっきりで終わりなのか、こう問うたところ、市は解体、廃止をしたいと言っているだけで、廃止は決めていません、皆さんの意見を聞かせてくれ、こう言ったのです。こう言った途端、廃止の予算を出してくる。私は、これはとんでもないやり口だと思うのです。つまり合併特例債の期限により急ぐので、住民の反対の声や住民の合意はないけれども、理解のある議会、議員の皆さんは認めてくれということなのです。ですから、新穂地区から出されている請願書の中には、こういったやり方を制してくれ、住民から選ばれた議会だから、こういった乱暴なやり方を制してくれというのが出ているものであります。

この間、風がいっぱい吹いておりますから、私のところにもいろんなものが飛んできましたが、中には廃止条例は認めないのだが、予算は通すという方もいらっしゃいます。これは、もう判例でも明らかになっているのですが、例えば両津地区の図書館の例でいいますと、図書館を移転するという条例は廃止をしなくても、予算が通ってしまっただけで、移転してしまえば、もしこの条例を反対しているということは、反対するほうがおかしいというものがもう裁判でもはっきり出ている。そのことを1つ申し上げたいと思います。

余り長くなってもなんですが、この辺でだんだん終わりにいたしますが、例えば真野地区の公民館を利用している方々からは31団体ということで、全ての団体から、もっと話し合いしてくれ。私たちは残してほしいのだけれども、もうちょっと議論して決めようではないか。あるいは、両津文化会館に関するの、

以前も5,000名の署名が出ましたが、今回も5,200名余りの署名が出て、(仮称)佐渡伝統文化振興財団、一方でつくると言っておきながら、地域の芸能や文化、これをなくすようなやり方をしている何が文化振興財団だ、こんな声も上がっているところでもあります。

最後に、今大手企業のデータ改ざんなどで企業のあり方が問われています。企業倫理が問われています。佐渡市は、この間の一連の不祥事などを受けて、コンプライアンスを遵守する、こう言っています。コンプライアンスというのは、法律を守る、これは当たり前です。それとあわせて、倫理を守れるかどうかなのです。この間言いましたが、関西の船場吉兆という、高級料理店なのでしょう。16品目の食べ物の使い回しをやりました。それで、会社がだめになりました。調べてみると、これは食品衛生法の違反もなければ何もない。法律違反はないのだけれども、老舗としての企業倫理が問われたのです。つまり私は何を言いたいかといいますと、法律を守るのは当たり前だけれども、住民の皆さんと話をしながら進めるというのが社会の常識ではないでしょうか。そういう点では、佐渡市の行政倫理が今問われています。

そして、さっきも言いましたが、本会議でも明らかに言いましたが、合併特例債で急ぐので、これは期限が延びましたから、もう急ぐ必要がないのです。合併特例債で急ぐので、住民の皆さん理解していないけれども、理解ある議員の皆さんは認めてくれという話です。私は、これは議会の存在意義にもかかわる重要な問題だというふうに思います。先ほどもありましたが、去年の市長選挙、市議会議員選挙から2年近くがたとうとしています。これまでのやり方を変えてくれ。住民の声を聞いているようなふりをして、いいかげんなことをやるのではなくて、住民としっかり向き合ってやってくれというのが私は市民の声だと思います。今回は、例えば地区体育館を残したほうがいいのか、要らないとか、そういう問題ではありません。このやり方が問われているのです。住民の前に行って、決めていないと言っておきながら、翌日には廃止の予算を出す。とんでもない話だということを強く申し述べて、反対の討論といたします。

○議長(岩崎隆寿君) 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

議案第156号についての討論を終結いたします。

これより議案第156号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算(第8号)についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、議案第156号を可決とされる方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(岩崎隆寿君) 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第156号を除く総務常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩崎隆寿君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議案第163号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）についてが可決されましたが、先ほど議案第156号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）についてが否決されておりますので、議案第163号については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第163号についての条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

次に、社会文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

社会文教常任委員長、駒形信雄君。

〔社会文教常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第145号 佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、幼稚園の授業料について、申請に応じ授業料の減免を実施していたものを、所得に応じた階層区分により決定するため、佐渡市立幼稚園条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第146号 佐渡市母子健康センター条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、湊保育園の3階に設置している両津母子健康センターについて、平成30年度の同保育園解体に伴い廃止するため、佐渡市母子健康センター条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第148号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、社会教育施設の見直しにより、新穂体育館、真野体育館、真野武道館及び小木体育館を廃止するため、佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成少数で否決すべきものとして決定しました。

議案第149号 佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例の制定について。本案は、社会教育施設の見直しにより、南佐渡離島開発総合センターを廃止するため、佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止するものであります。審査の結果、賛成少数で否決すべきものとして決定しました。

議案第150号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津地区公民館及び真野地区公民館との複合施設である真野体育館の解体に伴い、地区公民館の位置及び使用料を変更するため、佐渡市公民館条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成少数で否決すべきものとして決定しました。

議案第151号 佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津地区公民館の解体に伴い、両津図書館を両津総合体育館に仮移転し、その位置を変更するため、佐渡市立図書館条例の

一部を改正するものであります。審査の結果、賛成少数で否決すべきものとして決定しました。

議案第152号 佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平スキー場においてハンガーリフトからチェアリフトに移行することに伴い、リフト使用料の見直しを行うため、佐渡市平スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第155号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）。本案は、真野第2保育園、西三川デイサービスセンターの指定管理者として社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会を指定し、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間、当該施設の管理を行わせるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第157号 平成29年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成29年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億83万3,000円を追加するものであります。主な内容は、平成29年度の給付実績見込みに基づく介護給付費の増額と地域支援事業費の減額であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第159号 平成29年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成29年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ919万3,000円を追加するものであります。主な内容は、特別入浴槽入れかえに伴う備品購入費の増額であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第164号 平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ28万9,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の給与改定勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第165号 平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ17万9,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の給与改定勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第166号 平成29年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成29年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ217万1,000円を減額するものであります。主な内容は、人事異動に伴う人件費の減額及び新潟県人事委員会の給与改定勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第168号 平成29年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成29年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ191万2,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の給与改定勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第169号 平成29年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成29年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ174万9,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の給与改定勧告を踏まえた人件費の増額であります。審

査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第170号 平成29年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本案は、平成29年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額に625万円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の給与改定勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第11号 真野地区公民館についての請願。本請願は、地域住民の文化、スポーツ、住民の交流、活動の場として大きな役割を果たしている真野地区体育館が廃止されることにより、生涯学習や学童保育等の身近な活動の場が失われることにつながるため、真野地区の生涯学習及び公民館活動の拠点となる施設は最低限必要として、真野ふるさと会館の増設及び改修を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

請願第12号 新穂地区体育館の存続についての請願。本請願は、平成30年度に廃止、解体が計画されている新穂地区体育館について、地域住民の健康の維持、増進のための体育施設は身近に必要であることから、将来を見通した代替案を検討すること及び住民合意のない公共施設の廃止は行わないよう求めるものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。なお、本請願は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定いたしました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で社会文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第148号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） それでは、委員長質疑を行います。

この議案は、先ほども採決があった、地域にある体育館を廃止をするという条例であります。1番目にお聞きをしたいのは、賛成少数で否決、つまりこれはだめですよということだったのだが、具体的にはどのような審査の内容で否決となったのかということ です。

2点目、もちろんいろんな意見があっても構いませんが、そういう意味でいうと、だめだという意見もあったし、潰してもいいのだという賛成の意見はどのようなものだったのか、お聞きをしたいというのが2点目であります。

3点目であります。今回の一連の社会教育施設の廃止、解体は、11月にやった小木地区体育館も含め、佐渡市の社会教育や生涯学習などのあり方が問われているわけではありますが、10月4日の社会教育委員の会議でも方向性が示されたと聞いていますが、今回のこの執行部が出してきた案件は、それらをしっかりと反映したものとなっているのかどうか、お尋ねをしたい。

4点目、各地区の体育館の廃止、解体に伴って、先ほど紹介したように、さまざまな陳情や請願が出ていますが、小木地区については、私の一般質問の答弁に、プロジェクトチームのトップである藤木副市長が、小木地区については代替施設の要望が出されているというふうに答弁をしておりました。そうすると、

不公平になってもならないので、その辺はやっぱり全体として考えなければならないと思うので、お尋ねをしたいと思います。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川直美議員の質問にお答えいたします。

まず最初、審査の結論、どんな内容であったかということであります。我々社会文教常任委員会では、議案にのっていた各施設の確認作業を行ったところですが、やはり住民説明会での住民との合意形成というものが無い。その1回の説明ぐらいで廃止になるような方向ということは、手続上に問題があるのではないかという結論であります。

それから、賛成意見というものでありますが、住民への説明不足はあったが、計画も決まっていたので、財政面で有利な合併特例債を使うべきだという意見がありましたが、ほかの意見は特にありませんでした。

3項目め、要は社会教育委員の方向性であります。教育委員会としては社会教育委員に正式な諮問、答申もしていないが、しかし社会教育委員個人でも意見を述べることはできるはずであります。そういった面で、10月4日の会議は非常に間に合わせ的な会議であったと我々社会文教常任委員会としては問題視をしておるところであります。社会文教常任委員会の審査の中でも、この辺のところを各委員からかなり問題提起をされているということでもあります。また、社会教育委員の位置づけというものがあつたとしても、なかなか内容を推認されているなという印象があつたというのは事実であります。

次に、小木地区に対する代替施設の要望ということですが、小木地区についてはそういった異論もなかったわけですが、他の施設との関連もありますので、継続審査の中で今後注視をしていきたいと思っておるところであります。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 1点だけお尋ねをします。

賛成の意見については、今委員長が言ったように、もし私の理解が違っていたら訂正してください。有利な合併特例債だから、多少いいだろうということだったのだけれども、合併特例債、私は延びたのだから、この前提そのものは崩れたのだと思うのですが、それで具体的に聞きたいのは、社会教育委員の会議のことです。委員長も言いましたが、社会教育委員というのは法の中でも明確に定められておられて、社会教育委員1人でもいろんなことを提言できるという役割を持っています。私も見せていただきましたが、全く真逆のことをやっていて、教育委員会は社会教育委員の意見も踏みにじっているのではないかと私は思いますが、委員長は踏みにじっているなんていうことは言えないでしょうけれども、かなり反映されていないと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおりで、社会教育委員の議事録関係を拝見いたしますと、佐渡市の社会教育施設の整理統合というものが社会教育委員の会議の中にかけないということ自体がおかしい、こういった意見、あるい

は10地区の地域の拠点となるような施設であるべきだと思し、地区の利用についての要望が生かされるような適切な施設であるべき、こういったもの、それから今後はしっかりと社会教育委員の会議を何回も開いて、その中でしっかりとした合意形成をされるような指摘というものがこの中で出ておるといことであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第148号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第148号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） ただいま議題になっている社会体育施設廃止の件について、反対の討論いたします。

市民の方や傍聴の方はわかりにくいかもしれませんが、一連の流れの中で体育館を廃止をするという条例は社会文教常任委員会では否決になった、あとはこの後、採決をとられますが、ということであります。

ここでは、私は教育委員会について厳しく指摘をしておきたいというふうに思います。今の新しい教育長になって、佐渡市は新しい教育委員会制度になりました。この新しい教育委員会制度というのは何かというと、わかりやすく言うと、市長部局と教育委員会が一定程度の話し合いをするということなのです。もっとわかりやすく言うと、多くの教育現場からも出されていた政治主導になりかねないというような形に変わったのです。だからこそ、政治主導にならないように、教育委員会は中立性を保って、しっかりやりなさいよというのが新しい制度なのであります。現在の渡邊教育長が就任をされたときの所信表明でも、そのことについてはきちんと述べております。ところが、今回公民館、体育館、こういったものを一体誰が決めるのだといったら、市長が決めたというのです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律にはといて、これは大きな誤りで、間違いです。教育委員会の存在そのものも否定するようなものだということを強く指摘をしておきたいとしたいと思います。例えば今回言ったこと、どういうことかといえば、学校の統廃合も市長が決めるというのです。まず、学校教育、社会教育の体育館でも公民館でも、どうするかというのは、法律があろうがなかろうが、教育委員会が独自に決めるのが当たり前です。このことを強く言っておきたいとしたいと思います。

2点目、今ほど委員長質疑にもありましたが、社会教育委員の責務から見ても、社会教育委員の提言やそれは尊重すべきだし、生かすべきであります。にもかかわらず、市長部局に踊らされて暴走するというのはとんでもない間違いだ。社会教育委員の意見も踏みにじる、住民説明会の住民の声も踏みにじる。こういった民主主義の手續を全くやっていない。そして、あげくの果てに開き直って、決めるのは議会です。私は、とんでもない話だと思えます。新制度に当たっては、さまざまな意見がつけられておりますが、衆議院での附帯決議はこのように書いてあります。教育委員会は、権限が強化される新教育長による事務執行を、住民目線による第三者的立場からチェックするとともに、過去の基本的な施策、例えば平成22年度に決めたのだというのです。その施策が住民の期待に応える成果となっているのか、取り組みの方法、住民に1回説明しただけで廃止するという、こういう取り組みの方法が効果的なのか。執行部にとっては効

果的かもしれませんが、効果的なのかといった観点から点検、評価を行ってやりなさいよ、ここまで厳しく指摘をされているにもかかわらず、今回の様相は私は納得できないものであります。

最後に、今東京オリンピックを前に、スポーツでも、文化でも、公民館でも、文化関係では東京大会という言い方をします。スポーツでは東京オリンピックという言い方をします。例えば佐渡市は世界遺産で文化を一生懸命頑張っています。2000年に入って、地域文化をどうするかということで、文化芸術振興基本法が制定されたことはご承知のとおりであります。そして、この中で地域文化という概念が非常に強調されてまいりました。そして、文化力が人々に元気を与え、地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会づくりをするというような答申も明確に出ている中であります。もちろん佐渡市は、全国的にもそうですが、人口減少や高齢化で本当に厳しいですが、過去に公民館が戦後の社会の復興のため、地域のため、人々のために頑張ってきたように、今は少子高齢化、人口減少の中で、地域の公民館や文化施設により、どうやって地域を発展させるかということで頑張っていくべきだというのが国の地方創生でもあるということを強く指摘をして、反対の討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

議案第148号についての討論を終結します。

これより議案第148号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にもかかわらず、議案第148号を可決とされる方は起立されますようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第149号 佐渡市南佐渡離島開発総合センター条例を廃止する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にもかかわらず、議案第149号を可決とされる方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第150号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定に関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） それでは、お尋ねをいたします。

これは、公民館ですから、両津地区図書館の移転による住所の変更、真野体育館の中に入っている公民館を移動する問題、事実上、ここに書いてありますが、真野にとっては事実上の公民館の廃止なのですが、そこでお尋ねをしたいのです。請願にも出ていますが、両津、新穂、小木、これは支所や行政サービスセンターの改築にあわせて、今とほぼ同規模の公民館が複合化で設置されます。ところが、真野については、真野ふるさと会館に移すというのですが、あいているところに入れる、それでも足りないから、どこか空き部屋に行ってやればよいということになっているのですが、これは極めて、私、統一性がないし、不公平だと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。どのように審査されましたか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川直美議員の質問にお答えいたします。

真野地区については、地区公民館機能が真野ふるさと会館に移転をし、代替施設となりますが、使用スペースは半分近くになっております。修繕費用の予算計上もありますけれども、真野体育館の解体に間に合わない状況であります。佐渡スポーツハウスの空きスペースも限られており、他の地区に比べると著しく不足しているという社会文教常任委員会の考えであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） ですから、やっぱり統一性が要するという、不公平だというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） まずは、公民館の設置及び運営に関する基準という、文部科学省の通知、通達があります。その中には、市町村合併などに際し、公民館の配置が見直されるような場合には、地域住民の利用上の便宜を損なうなど、公民館活動の進展が妨げられることのないように十分に留意すること、こういうふうになっておるわけありますので、我々社会文教常任委員会とすれば、今後地域住民との合意形成に向けて十分な努力をすべきと、そういうふう考えておるところであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第150号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第150号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

上杉育子さんの反対討論を許します。

上杉育子さん。

〔5番 上杉育子君登壇〕

○5番（上杉育子君） 新生クラブの上杉育子です。議案第150号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

3月定例会に真野地区の体育館、公民館の存続について、今定例会にも真野地区公民館について、請願が出されています。真野地区の体育館は、公民館や学童保育の複合施設であり、地域コミュニティー、住民の交流と活動の場として存続しています。まさに地方創生で言われる小さな拠点であると私は考えております。地域の拠点として築き上げてきたものが、地域の活性化どころか、衰退させてしまうような、そのようなことになってしまうのではないかと思います。そして、施設のあり方、方向性も示されず、さらには解体後の明確な代替案も曖昧な状況の中で、合併特例債の期限ありきのような形で進められているのは遺憾でなりません。

また、昨年9月定例会では、金井地区に「調理施設を伴う多目的施設」の設置に関する陳情が採択され、ことしの7月から学校法人新潟総合学院伝統文化と環境福祉の専門学校の調理室を公民館施設の一部として利用できるようになっていますが、市が利用者と十分な話し合いをしなかったため、現状として利用しづらい状況の中、調理施設となってしまいました。

地方創生が言われる中、地域の活性化、人づくりにおいては、公民館施設を核とした地域コミュニティーの場が重要な鍵となります。施設の老朽化、人口減を見据えた施設の統廃合等、さまざまなことを考慮し、地域の方々と十分な話し合いのもとで進めるべきです。一方的な説明や合併特例債の期限等を理由に安易に行うべきものではないと考えます。地域の拠点について、地域の人づくり、地域コミュニティーの場である公民館施設のあり方を市民と行政がともに考え、築いていくものだと思います。公民館施設のあり方、方向性を明確にするために、今回の議案に反対するものであります。

以上で私の反対討論を終わります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で上杉育子さんの反対討論は終わりました。

議案第150号についての討論を終結します。

これより議案第150号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、議案第150号を可決とされる方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第151号 佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてに関する委員長質疑に入ります。

猪股文彦君の質疑を許します。

猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） これも合併特例債にかかわる問題ですが、仮移転すると当然経費がかかります。ところが、5年間延長すれば、仮移転しなくても、両津支所ができたときに図書館を本移転すればいいというふうなことになるかと思いますが、社会文教常任委員会ではこのことについてどんな議論がありました

たか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、猪股議員の質問にお答えいたします。

従来の合併特例債の発行期限が平成30年度末までということで、そこに拘束されてスケジュールが非常に厳しくなっております、本来であれば仮移転等の必要経費も必要ではないということでもあります。そういう面で、当委員会とすれば、今後経緯を見るべきものという意見は出ておるところであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） ちょっと今の答弁は理解しにくいのですが、私が聞きたいのは、新潟日報でも12月14日に、合併特例債の発行の再延長があり得ると、自民党の議員立法でやるよと、こういうふうに出ております。ということは、常任委員会の最中に事情が大きく変更されるのだろうということは、政にかかわる人たちは大体わかっていると。とすれば、仮移転してお金を使わなくても、両津支所ができれば、もともとそこへ図書室が移るわけですから、そうするとお金をかけなくて十分それに間に合わせることができるのだという議論はあったのか、なかったのかということをお聞きしたのです。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） それでは、2回目の質問にお答えしますが、当然先ほども説明しましたけれども、まだ合併特例債は国会に上程もされておりません。正式な決定ではありませんが、今後そういうふうに予想されるということで、ですから私ども社会文教常任委員会はこの案件について否決をした経緯があります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 猪股文彦君。

○17番（猪股文彦君） 合併前の人口から旧両津市と旧新穂村の人口分が減っている。税収も減っている。今の人たちが我慢して将来の若い人たちのために今何ができるかということが佐渡市の政にとって大事なことだ。そういう意味で、私は改革をしていくことは必要だと思いますが、ただこのことについては、今委員長の答弁にありましたように、かえって一息ついたほうがお金も浮くし、仮移転しなくてもいいと、私もこれは待つべきだというふうに思うのですが、再度、3回も立たせて、委員長、申しわけないのですが、その確認の答弁をお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

駒形社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（駒形信雄君） 同じような答弁になりますが、社会文教常任委員会で否決したということはそういった意味であります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第151号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第151号 佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、原案に賛成する者の起立により行います。

念のため申し上げます。委員長の報告にかかわらず、議案第151号を可決とされる方は起立されるようお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第157号 平成29年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第159号 平成29年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第164号 平成29年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第165号 平成29年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第166号 平成29年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第168号 平成29年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第169号 平成29年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第170号 平成29年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第11号 真野地区公民館についての請願についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） ただいま議題となっております請願第11号 真野地区公民館についての請願について、賛成の討論を行います。

この間、一連で述べてきた中身でありますので、余り詳しくは申しませんが、真野地区公民館が単純に縮小され、空き部屋を使えばいいものではないので、せめて真野ふるさと会館に移すというのだったら、最低限の増設ぐらいはしてくれないかということで、先ほども紹介しましたが、現在真野地区の利用者団体、大正琴、民友会、コーラス、英会話、俳句、仕舞、詩吟、歴史、子供茶道、生け花、婦人会、真野第2保育園などなど、出されているということをお伝えして、ぜひ採択されますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中川直美君の賛成討論は終わりました。

請願第11号についての討論を終結いたします。

これより請願第11号 真野地区公民館についての請願の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり採択されました。

次に、請願第12号 新穂地区体育館の存続についての請願についての討論に入ります。

渡辺慎一君の賛成討論を許します。

渡辺慎一君。

〔9番 渡辺慎一君登壇〕

○9番（渡辺慎一君） 地域政策研究会の渡辺慎一でございます。新穂地区体育館の存続についての請願について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、この請願は、11月14日に実施された新穂地区体育館の廃止、解体に関する市と市教育委員会の住民説明会を受けて、突然の廃止、解体の方針に驚いた住民が提出したものであります。老朽化もしており、これまでの経過からして、私は廃止、解体を全く理解できないわけではありませんが、住民説明会では、こういったことは住民の意見を聞いてから決めるべきことなのに、初めから廃止ありきの説明会はおかしいという質問に対しまして、副市長は、市の方針を示しているだけで、廃止を決めたものではない、皆さんの意見を伺っているといった趣旨の返答をしておられます。にもかかわらず、議会には、合併特例債の期日に間に合わせたいのと、廃止、解体の条例と予算を今12月議会に提出しておるのであります。つまり住民に言っていることとやっていることが真逆なのであります。

また、この請願は、住民がとんでもない無理難題を言っているわけではありません。請願項目にあるように、住民との十分な話し合いもなく一方的に廃止することはやめていただきたいというのが1つ。もう

一つは、仮に廃止するにしても、高齢化などを見通して、将来を見通した代替案をどうか検討していただきたいというもので、何も立派な体育館を建ててほしいとか言っているわけではありません。住民説明会では、最低限の必要な改修でという控え目な声もございました。これは、無理難題どころか、住民の立場からすれば至極当然で、無理難題を突きつけているのは行政のほうであります。このところ、行政の一方的で強引なやり方が目立ちます。横道にそれますが、昨日受理された新穂トキのむら元気館調理実習室での改修工事についての請願も、根っこには全く同じ問題が潜んでおります。

さて、終わりに、今回合併特例債の消化目的のために進めたこのやり方がこのような矛盾を引き起こしております。このような無理なやり方をやめていただきたいということを請願者は訴えておるのであります。請願書には、このようなやり方に住民は納得できません。ついては、市民の代表の議会として行政のやり方を制していただきたいとまで書かれており、議会が大いに試され、そして期待されているということをし添えまして、私の賛成討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で渡辺慎一君の賛成討論は終わりました。

請願第12号についての討論を終結いたします。

これより請願第12号 新穂地区体育館の存続についての請願の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり採択されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第148号から議案第151号まで、議案第157号、議案第159号、議案第164号から議案第166号まで、議案第168号から議案第170号まで、請願第11号及び請願第12号を除く社会文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時53分 再開

○議長（岩崎隆寿君） 再開します。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、坂下善英君。

〔産業建設常任委員長 坂下善英君登壇〕

○産業建設常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第147号 佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、トキ交流会館の指定管理者制度の導入に向け、宿泊関連の使用料の見直しを行うため、佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第153号 佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐渡太鼓体験交流館を無償譲渡するため、佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第154号 財産の無償譲渡について（佐渡太鼓体験交流館）。本案は、佐渡太鼓体験交流館を指定管理者である公益財団法人鼓童文化財団に無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。佐渡太鼓体験交流館の建設用地についても、建物と同時に無償譲渡するよう強く求める。

議案第158号 平成29年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成29年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ6,987万2,000円を追加するものであります。主な内容は、下水道建設費、漁業集落排水管理費等の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第160号 平成29年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、平成29年度佐渡市水道事業会計予算について、水道管移設工事費に充当する財源更正を行うため、既定の資本的収支の歳入の内訳を組み替えるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第162号 佐渡金銀山ガイダンス施設（仮称）建設（建築）工事請負契約の締結について。本案は、佐渡金銀山ガイダンス施設（仮称）建設工事について、平成29年11月28日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。本件の落札率が異常に高い。入札のあり方の抜本的改革を求める。

議案第167号 平成29年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成29年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ66万1,000円を追加するものであります。主な内容は、新潟県人事委員会の職員給与に関する勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第171号 平成29年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本案は、平成29年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的支出の予定額から133万1,000円を減額し、資本的支出の予定額に19万8,000円を追加するものであります。主な内容は、人事異動に伴う人件費の減額及び新潟県人事委員会の職員給与に関する勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第147号 佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） それでは、お尋ねをいたします。

基本的には通告をしてあるとおりであります。本会議の上程のときに、なぜこれを指定管理にするか
といったら、市の経費の削減のため、今後の指定管理に出すためだということでありました。言うまで
もありませんが、指定管理というのは、総務省の通知が平成22年度にも出ていますが、住民のサービスを
よくするというのが大前提なのです。ところが、今回出されているのを見ると、事実上料金の20%から30%
の値上げで、サービス向上ではなくて、そういう視点から見たら悪くなるというのが今回ですから、指定
管理制度の趣旨に反するのではないかということでもあります。

2つ目、担当部や課だけでこれは決められているものではなくて、行政改革推進本部の中で具体的に検
討して、決められているものであります。上程のときにも言いましたが、今市民に公開をされているアウ
トソーシング推進計画の中では、何で指定管理に出すかということも2つ挙げています。公民の役割の明
確化と専門性の向上だそうでございます。これがよくわからないので、教えていただきたい。

3点目、これも本会議の上程のときに言いましたが、例えば平成23年には環境配慮型のモデル的公共施
設という名のもとに、約5,000万円をつぎ込んで施設整備をしています。同じように、生物多様性でござ
いますとか、朱鷺認証米でございますとか、トキを中心とした政策の中で、私の調べただけでも1億3,000万
円ぐらい予算をつぎ込んでおります。しかも、この建物は、今問題になっている公共施設の解体でいうと、
1976年ですから、例えば真野体育館でいえばもう解体しなければならぬような建物なのだけれども、そ
ういう意味でいうと、今後どういった位置づけとなるのか、お尋ねをしたいということでもあります。

4点目です。これは、平成22年度の総務省の通知の中で示されておりますが、アウトソーシングするこ
とによってワーキングペアをつくるなど。来年度にやってみるということの試算表も、私、見せてもらい
ましたが、これはあくまで試算なのでは、人件費で見ると、臨時職員が323万円でしょう。これ1
人なのか、2人なのか。2人だとすれば13万円ですから、ワーキングペアですね。あとは、委託料の宿日
直業務が約292万円ですから、これが直ではないが、指定管理に向けてのということだから、一体具体的
にどのようになるのか、お尋ねをしたいと思っております。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

坂下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（坂下善英君） それでは、中川直美議員の質問にお答えいたします。

1つ目ですが、この佐渡市トキ交流会館が、この先、指定管理の募集を見据えているということであり
まして、収支に見合った宿泊料金としたいということと、民間の宿泊料金を勘案しても住民サービスに支
障がないこと、また宿泊者は島外の学生や業者の方、いわゆる建設業とか、そういう方々ですが、平均3
泊する方が多いという説明がございました。

次に、2番、3番、4番については関連をしておりますので、一括してお答えさせていただきます。平成30年度の値上げ後の収支がどうなるか、社会的実験の要素を含めて直営で運営をし、指定管理の公募を出したときに民間がとりやすい状況をつくりたいと、そのような説明がありました。また、指定管理に出す場合には条例でも金額を定めなければならないが、あくまでも上限の設定ということでありまして、指定管理者の努力によって下げることは、執行部との協議の上で、その部分については可能であるという説明がございました。さらに、宿泊部門のみの指定管理として出すことによって民間の活用が図れるということや、宿泊施設以外は生物多様性などの戦略、戦術的な政策的な位置づけとして従前と変わらないとの説明であったため、指定管理を見据えた宿泊使用料の値上げについては了としたものであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） はっきりしているのは、経費削減、経費削減といっても、今でも経費が削減になっている。本会議の上程のときにも言いましたが、行政改革推進本部との指標とこっちの指標が全く合っていないという矛盾がある。今でも金をかけていないのに経費削減するというのは、ワーキングプアをつくるのではないかと思うけれども、答弁はいいです。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第147号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第147号 佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第153号 佐渡市佐渡太鼓体験交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第154号 財産の無償譲渡について（佐渡太鼓体験交流館）に関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） 簡単に書いてあるとおりです。実はこれは、今年度の3月定例会のときに、改修費をつけてやるということで、これはおかしいということで取り下げをした議案なのです。3月定例会の

ときには土地と建物を一緒にやるということだったのがどういうふうに変ったのか。先ほどの議案との関連はあるのですが、私はこの間の経過や流れも十分承知をしておりますが、お聞きをしたい。なぜ聞きたいかという、佐渡太鼓体験交流館については離島体験滞在交流促進事業ということで沖縄県あたりでいっぱいやっている事業なのです。そこでの教訓はもう既に出ています。そんな中で、今回建物と土地、意見にもついています、こんなのだったら今回追加議案で出して、一緒にやるべきだったと私は思うのです。

2番ですが、何で私はこれの厳格さを問うているかといいますと、建物2,090万円、土地496万円、さらに修繕費1,300万円です。ざっと3,900万円。これは、言うまでもありませんが、補助金と同じ性格を持つものですから、透明性、公平性、厳格性が求められるのです。それで、客観性が求められる。今まで、指定管理をやっているときには公募していたではないですか。にもかかわらず、今回はこれがどのように決まったのかという、その辺は問題が私は残るのではないかと思います、いかがですか。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

坂下産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（坂下善英君） それでは、中川直美議員の質問にお答えをいたします。

3月議会で土地、建物ということであったのがどういうふうに変ったかということですが、建物は古くなれば価値が下がっていきますけれども、土地の価値に関しては大きな変動がないと。執行部の中では無償譲渡は好ましくないとの結論に至ったわけですが、その中で有償でという話もありました。駐車場を含めた土地の舗装にも補助金が使われておりまして、有償の場合は補助金適正化法により約5,000万円の返還金が生じるということから、無償貸与に切りかえて上程したとの説明がありました。しかし、当該事業は当初の計画から土地、建物を公益財団法人鼓童文化財団に譲渡する前提で進められたものであるため、建物の譲渡と同時に土地も譲渡すべきとして強く指摘し、意見を付したものであります。

それから、太鼓体験交流館の建設計画の段階から公益財団法人鼓童文化財団の太鼓体験により交流促進を図ることを目的として、国土交通省の離島体験滞在交流促進事業に採択をされておりまして、一定の年数が経過した段階で譲渡することを公益財団法人鼓童文化財団と約束をしていたため、今回は公募によらずに無償で譲渡するということを了としたものであります。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 今何か公益財団法人鼓童文化財団と、相手の団体と約束をしていたというのは、これは問題ではないですか。約束はしてはいけないのではないですか。つまり今公有財産の処分については全国の自治体で、法律が変わったものもあるのだけれども、いろんなルールや仕掛けがしっかりあって、透明性、公平性をやらないと、ことしの春の藤木副市長の通達にひっかかるので、ぜひしっかりチェックをしていただきたいということを言っておきます。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第154号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第154号 財産の無償譲渡について（佐渡太鼓体験交流館）の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第147号、議案第153号及び議案第154号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 （決算審査特別委員会付託案件）

議案第127号から議案第139号まで

○議長（岩崎隆寿君） 日程第2、決算審査特別委員会に付託した案件についてを議題といたします。

決算審査特別委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、荒井真理さん。

〔決算審査特別委員長 荒井真理君登壇〕

○決算審査特別委員長（荒井真理君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第127号 平成28年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成28年度佐渡市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する主な事項は次のとおりであります。

指摘事項。1、職員不祥事について。平成25年度から相次いで発覚している職員による不祥事は、平成28年度においても後を絶たず、職務外で起こったことであっても行政の信頼を完全に失墜させたことは市民にとって大変遺憾であった。再発防止のために庁内では、職員の行動規準及び責務などに関するコンプライアンス研修を実施しているが、参加者は一部であった。平成29年度においても行政への信頼を損なう事案が発生していることはまことに遺憾である。よって、責任を持って信頼回復に努めるため全職員を対象としたコンプライアンス研修の徹底を強く求める。

2、職員研修について。職員教育が強く求められているが、研修は限られた職員のための機会となっている。地方自治の時代にふさわしい人材育成を全体に広げるよう、さらなる職員研修の充実に努めるべきである。

3、個別外部監査について。市は、平成28年度に市長の要求に係る初の個別外部監査を行った。このことは、平成24年度離島流通効率化事業（水産加工施設整備事業）における株式会社ビッグフィッシャーによる補助金の不正受給事案の分析を踏まえ、本来あるべき補助金交付事務のあり方及びその汎用規準の方

向性への提言を行うものであった。なお、平成28年度に株式会社ビッグフィッシャーより損害賠償金として国と市への返還金計3,049万5,000円が市に返還されたが、個別外部監査の提言を教訓とし、二度とこのような事件が発生しないよう不断の努力をすること。

4、借地の解消について。市の施策や事業として活用計画のない借地や、又貸し状態の借地が散見された。平成28年度の土地賃借料の総額は1億330万1,702円であり、これらを削減するためにも、更地のまま放置されている借地など優先順位をつけ、借地解消に向けて全庁的な取り組みをすること。

5、人口減少対策について。将来の人口減少が危惧される中、佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略において人口減少対策の目標と施策を掲げ、さまざまな事業の展開を図っているが、目標に対する取り組みへの緊張感が欠けていると料する。各課でこの戦略の目的を再確認し、危機感を持って重点的に取り組むこと。

6、財政運営について。財政力指数、経常収支比率及び実質公債費比率が対前年比では悪化している。今後、地方交付税の一本算定や合併特例債の発行期限切れにより、さらに厳しい財政状況になることは明白である。事業を総点検し、財源確保と財政支出の不断の見直しをかけるよう強く求める。

7、財政援助団体について。市が旧市町村から引き継いで出資している法人の中には、その目的を終了しているものや、株式会社両津TMOのように本来の目的から外れた建物を建設し、手に余らせている事例もある。各課で厳しく見直しをかけ、目的を終了しているものは直ちに解散などの整理をすべきである。

8、防災管財課。(1)、災害に強い島づくり事業について。地域防災リーダースキルアップ事業は、地域防災リーダー研修の受講者数が少ない上、研修の成果を生かす仕組みが見られない。地域の防災力向上につながるようさらに努力すること。(2)、財産の管理について。①、財産に関する調書の公有財産と物品が財産管理台帳との整合性がとれておらず、取得報告漏れが多数見受けられた。これらの問題は、出先機関での不備が多かったが、今後、分類表による仕分けと、所管課と防災管財課の二重チェック体制により財産の適正な管理の徹底を図ること。②、市所有遊休地で長年売却に至っていない宅地が放置されたままである。よって、早急に売却を進めること。

9、税務課。(1)、滞納件数、滞納額ともに過去3年間において減少傾向にある。今後も滞納額を減らすために現年度分の徴収率を上げるようさらなる努力をすること。(2)、不納欠損については、全体的に件数、金額とも減少する傾向にある中、法人市民税の件数、金額がともに多かった。徴収の公平性を確保するため、法人市民税においても安易な不納欠損を行わないこと。

10、企画課。(1)、男女共同参画推進事業について。本事業は具体的な目標がなく、個々の事業が一部市民の参加を得ているにとどまっている。市全体の課題に照らし、事業の見直しを図ること。(2)、財産の廃止及び譲渡について。平成28年度に廃止を予定したワイドブルーあいかわについては、用途が二転三転し混迷をきわめた。よって、今後は財産の廃止または譲渡計画があるときは、担当課と手順の確認を着実にを行い、市民に迷惑をかけることのないよう進めること。

11、市民生活課。看護師等確保対策事業について。看護師等就業定着支援事業は、市内の医療機関に5年以上就業する意思がある看護師等の賃貸住宅への補助事業であるが、過去6年の就業定着率は44.8%にとどまり低調である。この支援事業をさらに広報するとともに離職状況の改善に取り組み、定着率を上げるよう努力すること。

12、社会福祉課。(1)、地域生活支援事業について。日中一時支援事業の利用は年々増加しており、市内1カ所での実施では不十分なため、さらにサービス提供体制をふやすよう検討すること。(2)、障害福祉施設等整備事業について。精神障害者のためのグループホームが初めて整備されたが、市内全体としてはまだ不十分なため、地域に偏りのないようさらなる整備を求める。

13、子ども若者課。(1)、子育て支援対策事業について。①、子育てエンジョイカード事業は、対象となる子育て世代家庭の利用が少ない。加盟店が少ない等利便性に乏しいため、制度の充実を図ること。②、ファミリーサポートセンター運営委託事業は、周知不足に加え地区別会員数にばらつきが見られるため、地区によっては利用しにくい状況が続いている。また、有償ボランティアではあるが、年間利用を考えると子育て世代には多大な負担であるため、早急に会員数の充実と料金設定の見直しを検討すること。(2)、男女共同参画推進事業について。ソフリエ資格認定事業は、男性の育児参加と地域での孫育てを目標にしたものだが、参加者が少なくこの事業を広げていくには認定者数が少な過ぎる。目標を設定し、効果を明確にするとともに、対象市民に周知し参加者をふやすよう努力すべきである。(3)、公立保育所運営事業について。①、平成28年度に金井保育園に市内初の病後児保育が設置されたが、見込みより利用者が少ない。制度の周知を徹底し、今後は市内に拠点をふやし利便性を図るよう取り組むこと。②、公立保育園において、保育士資格のない臨時職員の占める割合が高い。質のよい保育環境を確保するため、正規職員で有資格の保育士確保に努力すること。(4)、私立保育所支援事業について。市は、私立保育園に対して改善報告書の提出を要する事項を複数指摘している。改善報告書の提出を要しない指摘事項もあわせ、指摘した事項について市は厳しく指導監督の責務を果たすよう努力すること。

14、環境対策課。新エネルギー導入事業について。本事業は、固定価格買い取り制度の売電価格が下落したこと等により、新エネルギー導入事業の実績が計画目標を大幅に下回っている。施策を見直し、実現可能な新エネルギー導入となるよう強く求める。

15、世界遺産推進課。世界遺産登録に向けて、佐渡金銀山の価値を市民に十分理解してもらうための啓発に力を入れ、佐渡全体で盛り上がるよう取り組むこと。

16、地域振興課。交流居住・定住促進対策事業について。U、Iターン者の移住促進に係る状況把握が不足している。状況把握を的確に行い、目標に向けて取り組むこと。

17、交通政策課。空港対策事業について。地権者や新潟県との交渉を着実に進め、早期の空港運営に向け一層努力すること。

18、農林水産課。離島漁業再生支援事業について。平成28年度の新規漁業就業者は、わずか1名であった。目標を明確に定め担い手の育成に努力すること。

19、農業政策課。(1)、地産地消推進事業について。学校給食等の地産地消の推進状況について評価をするものの、市における食の地産地消の推進は、喫緊の課題の一つと捉え、学校給食や観光客等に向けた地産地消の取り組みを既存組織等との連携を図ることで、より一層推進すべきである。(2)、メイド・イン・サドブランド創出事業について。サドメシランの取り組みにより島内飲食店等での佐渡産食材の提供を推進しているが、島内の大型ホテルでの地産地消状況を把握していないことは大きな課題である。ホテル、旅館等における佐渡産品の使用率向上を図り、さらにサドメシランの知名度を内外に広げるよう努力すること。

20、観光振興課。(1)、(線明) R E S A S 及び佐渡航路データ等を活用した佐渡版DMO形成事業について。観光振興づくりを目指し、国内と外国人のそれぞれの観光客の需要を把握するために複数の調査事業を実施し、観光戦略や施策検討への提言を分析したところであるが、それらの成果が着実に反映されるよう取り組むこと。(2)、周遊滞在型観光推進事業について。相川観光循環バス運行支援事業は、2年目の取り組みであったにもかかわらず、観光客等のニーズに合わず利用者が極めて少なかった。あわせて同地区で同時に実施した生活交通確保対策事業の循環バスも同様に利用者が極めて少なかったことは、内外への誘客努力に大きな問題があったと指摘する。今後は、費用対効果をよく検証した上で緊張感を持って取り組むことを強く求める。(3)、佐渡インフォメーションセンター運営事業について。佐渡インフォメーションセンターは、完成時から地域振興課が所管し施設の利用促進を図ってきたが、大きな赤字収支を改善できなかった。これは、施設と担当課の性質が相入れないまま所管がえを行わなかったことが原因の一つであり、今後は観光振興の拠点としてインフォメーションセンター本来の機能を充実させ、施設の活性化に取り組むこと。

21、建設課。(1)、道の駅管理事業について。450万円の予算を投じているが、金額に見合った管理の実態は一昨年前の決算審査特別委員会以来、指摘され続けている。今後において、道の駅としての機能を十分発揮できるよう施設の場所の選定も含め検討することを強く求める。(2)、公園維持管理事業、港湾施設管理事業及びポケットパーク管理事業について。①、公園遊具安全点検業務において、58遊具のうち使用不可となっているものが22遊具ある。幾つかの公園は全てまたは半数の遊具が使用できない状態であり、早急に修繕または更新するよう求める。②、緑地等の維持管理、清掃業務委託事業は、対象事業が120件あるが、委託料の基準を定めておらず、契約先の見積もりで単価が決まり、公平性において極めて不適切である。よって、早急に単価の検討をすべきである。(3)、市営住宅の使用料について。滞納件数が全く改善されていない。連帯保証人がその責務を理解し、督促に応じるようさらなる工夫を講じること。

22、会計課。財務規則によらない収入処理や事務処理の遅延による収入未済額が発生している。今後は速やかな事務処理の徹底を図ること。

23、農業委員会。(1)、平成28年度は耕作放棄地の解消を意向調査において促した結果、改善が見られたことは大きな成果であった。耕作放棄地や遊休農地の解消は大きな課題であり、今後もさらなる努力を求める。(2)、視察研修について過去の決算審査特別委員会でも指摘をしてきたが、委員全員が同じ事業を視察するのではなく、市の厳しい現状を解決するために先進地に分散して研修を行い、報告会での共有を検討すること。

24、学校教育課。(1)、心の教育支援事業について。「心の健康チェック」アンケートは新たな不登校児童生徒を出さないことが目的である。アンケート結果の長期的な分析と対応だけでなく、直ちにその目的が達成されるための取り組みを強化すること。(2)、小学校施設整備事業及び中学校施設整備事業について。防犯カメラは一部の学校施設にのみ設置されているが、全児童生徒の安全を確保するため、早急に全学校施設に設置すること。(3)、不登校児童生徒数は、前年比で特に中学校で大幅に増加している。これらの原因が多様化している現状において、専門性を持った相談員の配置や、原因が家庭環境にあるケースについては関係課と連携し、児童生徒の実情に合った体制づくりに努めること。(4)、(継続費)相川小学校屋外環境整備事業について。相川小学校屋外環境整備事業は、計画どおりに工事が進まず大幅な工

期延長があった。実施計画の段階で関係課との協議、確認を十分に行い、今後このようなことが起こらないよう厳重に注意すべきである。

25、社会教育課。(1)、文化会館管理運営事業について。自主事業や教育講演会について、市教育委員会が対象や事業の目的を明確に委託先と共有し事業を実施すること。(2)、ジオパーク推進事業について。本事業は、活動への目標参加者数4,000人に対し6,580人と1.5倍以上の実績を上げている。日本ジオパーク認定の更新は4年ごとに行われるので、佐渡ジオパークガイド協会など市民主導の活動への移行も図り、佐渡ジオパークのさらなる発展に努力すること。(3)、図書館施設管理事業について。図書館主催の一般市民向けの企画が実施されていない。予算を計上しての企画、運営を実施するためには現体制では無理があり、職員体制を抜本的に見直し図書館の市民サービスを充実すべきである。(4)、博物館・資料館管理運営事業について。平成28年度は、文化芸術振興費補助金による地域の核となる歴史博物館支援事業の2年目が実施され、その成果として島内児童が博物館を利用した学習などに発展している。今後、市内博物館、資料館の目的に合った管理運営計画を早急に立案し実行すること。

議案第128号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第129号 平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第130号 平成28年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成28年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第131号 平成28年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成28年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。市は汚水処理計画により公共下水道の延伸工事を進めているが、下水道への接続率は過去3年でわずか1.3%の微増にとどまっている。将来に大きな負担を残すことが危惧されることから、計画中止を直ちに検討すべきである。

議案第132号 平成28年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第133号 平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について。以上の2議案は、平成28年度の各特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。介護員に占める臨時職員の割合は半数以上である。介護サービスの質を向上させるため、引き続き正規職員をふやすよう努力すること。

議案第134号 平成28年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第135号 平成28年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第136号 平成28年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第137号 平成28年度佐渡市真野財産区特別

会計歳入歳出決算の認定について。以上4議案は、平成28年度における各財産区特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。各財産区を早期に廃止すること。

議案第138号 平成28年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、平成28年度佐渡市病院事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。両津病院、相川病院ともに慢性的な医師、看護師、薬剤師等医療従事者不足の問題がある。その中、両津病院ではワーク・ライフ・バランスの取り組みが内外から評価されており、中堅の看護師確保に一定の効果があつた。よって、これらの取り組みを充実させ、引き続き医療従事者等の確保に努めること。

議案第139号 平成28年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、平成28年度佐渡市水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。

指摘事項。1、老朽管更新による漏水の改善を図っているが、有収率は77.8%と依然として低い状況である。老朽管更新の優先順位をよく見きわめ、有収率を高めるよう努めること。

2、平成28年度は、水道事業に簡易水道事業を統合し新水道ビジョンが策定された。料金の見直しも含め市民の負担が少なくなるよう健全な水道事業に取り組むこと。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

これより議案第127号 平成28年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○13番（中川直美君） お尋ねをいたします。

これも付託をする前の上程時にお尋ねしたことをまたお尋ねします。1つは、決算審査は、言うまでもないのですが、その年度の特徴を捉えて、次年度に生かすべき教訓を導き出すものであります。ついで言えば、この年度は平成29年の世界遺産登録とか観光振興、佐渡市将来ビジョンの達成ということが非常に私は大きかったと思います。

そこで、お尋ねをするのは1点目、観光振興の相川観光循環バスの運行の件であります。皆さん方の指摘だと、誘客努力はあるけれども、大きな問題があつたということなのですが、具体的にはどのように改善しろというふうにしていらっしゃるのか。例えばこれは言いましたが、30日間、270便やって、1便当たり2人の乗客だったというわけでしょう。こういったことが私は観光振興に大きく影響していると思うのですが、その点が1点。

2点目、貸し切りバス不足対策支援事業の委託料における問題点はなかったか。今年度の観光バスの関係で、修学旅行とか、いろんなものが困っているという話もあるのですが、どうかと。

3点目です。温泉利用促進事業に、これは補助金ですから、問題なかったか。先ほど委員長が言われたように、この年度は個別外部監査やいろんなものを受けて、補助金のあり方が厳しく問われている年度でもあります。例えばそれまでは交付対象事業は7課だったものがこの年度は9課に上がる。そして、11事業だったものが19事業に上がっていますね。そこで割引券を発行する。問取りでもう伝えてありますが、一言で言うと、入り込み客に対して、この割引券の使用がぐんと伸びていると。普通ですと、入り込み客に対して7割とか8割とかと見るのが普通だと思うのです。市有温泉の平均でいいますと、利用者数に対して70.8%です。ところが、ある一施設だけは120%、つまり入り込み客よりも割引券がぐんと伸びているということですから、私はもともとこの事業の補助のあり方というのは極めて難しいなというふうに思っていたわけです。ですから、問題はなかったのか、お尋ねをしたいということでもあります。

4点目は、この年度は三浦新市政になって、組織の問題では大きな組織再編がありました。それは、副市長2人制という問題です。この体制が十分機能したかどうか。エクセルに入れると、ぱんぱんとグラフで出ると言う方もいましたので、その辺はどうなのか、お尋ねをしたい。

5点目、この年度の最大の問題は、庁舎を建てるとか建てないとか、温泉がいいとか悪いとかというのはいろいろ、それは別にしても、庁舎問題と温泉問題に明け暮れた年度です。ですから、住民説明会の問題やいろんな問題で、私しっかり教訓を引き出しておかないと、体育館の廃止のところへ行ってまた困ると思っているものですから、聞くのですが、ここの教訓はどうか。もっと私の思いで言うと、この年度は本当に観光とか世界遺産とか副市長2人制にして一生懸命、もう大車輪でやらなければならないときだったのだけれども、結果的に庁舎と温泉問題に明け暮れて、何もやらなかったから、観光客が少なかったのかななんて見えなくもないということで、お尋ねをするものであります。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

荒井決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（荒井真理君） 中川直美議員から5つのご質問をお受けしましたので、お答えいたします。

まず、1つ目の相川観光循環バス運行支援事業ですが、これは観光振興課が佐渡金山の観光客の受け入れのために行った2年計画の事業の2年目のものでしたが、目的は世界遺産登録を目指し、観光客の受け入れ態勢整備のために、金山周辺のパーク・アンド・ライドの推進及びまち歩き、観光に寄与する乗り合いバスを運行したものでした。これは、報告書にもありましたように、生活交通確保対策事業の観光バスを同じ地区で同時に実施し、観光交通と生活交通の二面性を持たせた通称ぐるりんと呼ばれたもので、利用者の利便性を図ったものですが、先ほど議員が言われましたように、運行実績は相川観光循環バスで30日間、270便、利用者は540人、つまり1便につき2人のみの利用にとどまり、そして生活交通確保対策事業の運行実績は22日間、198便、利用者は334人、つまり1便につき1.7人の利用にとどまり、住民の利用はほとんどありませんでした。このように利用者数が極めて少ないまま運行が続けられた上、特段の誘客努力をしたとは認められず、事業が進められたことに大きな問題がありました。問題の根本的原因ですが、世界遺産登録を目指し、観光客の受け入れ態勢整備の調査であるということにより、これらの事業の運行形態が利用者のニーズに合っていなかったことにあります。事前の調査が不足していたと思われます。改善すべき点は、利用者のニーズを把握し、それに見合った運行形態にすること、また事業の周知について

も不足していたと見受けられました。仕様書の中に広報の方法がありませんでした。しかるに、例えばインターネット上での配信やイベントでのパンフレットの配布などに努力することと思われます。

次に、2つ目の貸し切りバス不足対策支援事業委託についてです。これは、島外からの修学旅行等で佐渡市内の貸し切りバスが不足する時期に、佐渡市内の貸し切りバスを事前に手配できなかったということが発生することがあります。その際、佐渡市外で確保した貸し切りバスを船で航送するためにかかる料金等を支援するものでありますが、当委員会では特に審査をしておりません。

次に、3つ目の温泉施設等利用促進事業の温泉割引券の使い方に関心があったかというご質問ですが、当委員会としましては、この温泉割引券があることによって、市民の健康増進等のため、温泉利用促進が図られたかどうかの観点で審査いたしました。平成28年度は、19の事業で3枚つづりの温泉割引券を約13万冊発行され、そのうち51.6%の使用率がありました。これは、平成27年度の42.9%より増加していることを確認しました。したがって、議員ご質問の補助金の使い方としての適切か不適切かという観点では審査をいたしませんでした。

次に、4つ目の組織の大きな変更である副市長2人体制が十分に機能したのかのご質問にお答えします。昨年7月から副市長2人体制となり、機動性のある働きなど、市民の期待も大きいものと理解しております。当委員会の審査においては、総務課から、2人体制になり、それまで出席がかなわなかった内外の行事などに出席できるようになった、給料分は働いていただいているとの説明を受けました。

次に、5つ目のご質問です。本庁舎整備及び温泉施設の住民説明会や対応から教訓を引き出すべきではなかったかのご質問です。当委員会としては、本庁舎整備及び温泉施設のことについては審査しましたが、住民説明会や対応から教訓を引き出すところまでは審査をしておりません。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） 余り大きな声では言えませんが、副市長、別に私は憎くて言っているわけではないのです。私も副市長を2人にするには賛成したのです。だからこそ、しっかり働いてもらいたいという思いが実はあるのです。例えば世界遺産登録を目指す直前で受け入れ態勢の整備だから、私はそんなに定量だか何だかでグラフでふえなくてもいいのだけれども、この循環バスが本当に今後の受け入れ態勢になるような仕掛けになっているかが私は極めて重要だと思うのです。この局面だけを捉えれば、1便当たり2人しか乗っていないというのは、これは異常なのだけれども、そういったときにやっぱりしっかりてこ入れするのが私は副市長とかそういったものだったなというふうに思っているのです。

それと、もう一つは、まとめて言いますが、庁舎、温泉の問題でも、市長、副市長2人も、3人いれば1回に3カ所にも出れるし、こういった住民のごたごたというか、住民とのかかわりの問題は筋を通してきっぱり解決をして、やるべきことに私は手をかけるべきだったというふうに思うのですが、やっていないということだから、しようがありませんが。

それで、もう一つ聞きます。観光の関係では、例えば平成27年度は、当時の決算審査特別委員会ですと、観光客等の入り込み数は50万4,000人なのです。平成25年度は53万3,000人。ということは、平成28年度どうだったか。私、場合によると50万人を切っているのではないかというふうに見るわけです。それがさっき言った循環バスのようなところにあらわれているのではないかというものですが、いかがでしょうか。

2点目、もう一つ、温泉利用促進事業の補助金です。さっき言ったように、普通は利用した人全員が使
って、3枚つづりもありましたから、全員ではあんとはね上がるということは極めて少ない中において、
ばあんと伸びているということは、エクセルのグラフをつくるまでもなく、一目瞭然だったものですから、
やっていないから、しょうがないということですが、そういうことですね。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

荒井決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（荒井眞理君） 議員が言われる副市長2人制が大きな変化であったと、変更であつ
たという点は私どもも認識しております。例えば2人制であるということが佐渡金銀山の客を誘致するた
めに、さらに機動性があるものとなることを期待したと、これも私どもも同じではありますけれども、そ
のことが直接副市長の仕事であったかどうかというようなところまでは踏み込んで審査はしておりませ
ん。

それから、観光客が50万人を切ったこととバス運行事業がうまくいかなかったことの関連性ということ
については、そのような推測もできるかもしれませんが、当委員会として、そのような形での分析は行っ
ておりません。

それから、温泉割引券のことですけれども、指摘を受けまして、確かにこれは額面が小さい温泉割引券
であり、また使う人たち、受ける人たちというのは非常に多かったので、補助金の不正受給につながる
か、そういう観点で私どもは審査をいたしませんでしたが、市からの補助金につながる金券である
以上、このような小さなものについても不正使用などの可能性は排除されないと思います。今後もその点
は注意が必要であると考えております。

○議長（岩崎隆寿君） 中川直美君。

○13番（中川直美君） わかりました。

最後に1点だけ。三浦市政の初年度であります。評価できる点を教えてください。

○議長（岩崎隆寿君） 答弁を許します。

荒井決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（荒井眞理君） 三浦市政の全体についてどう評価するかというところについては、
特に当委員会の中では議論しておりません。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で議案第127号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第127号 平成28年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

室岡啓史君の賛成討論を許します。

室岡啓史君。

〔3番 室岡啓史君登壇〕

○3番（室岡啓史君） 政風会の室岡啓史でございます。議案第127号 平成28年度佐渡市一般会計歳入歳
出決算の認定について、賛成討論をいたします。

去る10月から11月に行われた決算審査特別委員会にて、委員として平成28年度の決算審査をさせていただ
きました。昨年度佐渡市が執行した各施策について、費用対効果を問うという趣旨です。地方自治法第

2条第14項では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定められています。努力規定ではなく、義務規定です。費用対効果の観点から、2つの事業を例示して、賛成討論といたします。

(1)、スポーツ推進事業、決算額約7,900万円について。佐渡市教育委員会社会教育課が一般財団法人佐渡市スポーツ協会と連携して開催した6つのスポーツイベント、①、佐渡トキマラソン、②、スポニチ佐渡ロングライド210、③、シートゥーサミット、④、オープンウォータースイミング、⑤、佐渡国際トライアスロン大会、⑥、佐渡トキツアーウォーク、佐渡島内で6つのスポーツイベントを開催しているということについて、名実ともに佐渡はスポーツの島と言うにふさわしい結果が見てとれました。6イベントの大会総事業費1億6,852万円、そのうち市負担金の合計1,992万円に対して、観光庁のMICE開催による経済波及効果測定モデルを活用し算定した経済波及効果は9億5,270万円とのことでした。大会総事業費に対する経済波及効果は実に5.7倍、市負担金の合計に対する経済波及効果は何と47.8倍となっていることがわかりました。そして、イベント別での市負担金に対する経済波及効果は、ロングライドで158倍、トライアスロンで148倍にも上っていることもわかりました。最上級の費用対効果です。定量的にも、佐渡はスポーツツーリズムの島と言えるでしょう。このようなすばらしい取り組みについて、佐渡市としてもさらに積極的に情報発信に努めていただきたいと強く願います。

(2)、RESAS（地域経済分析システム）及び佐渡航路データ等を活用した佐渡版DMO形成事業、決算額約9,100万円について。そのうち、当該事業のわずか約0.2%、16万4,448円にて、観光振興課によって、インバウンドモニター調査の事業が実施されました。最少の経費です。これは、1泊2日で佐渡市内在住の外国人6人のモニターツアーを実施し、観光施設や観光コース、案内表示等について、ALT（小中学校等の外国語指導助手）を活用し、外国人旅行者にとってわかりやすいものとなっているかどうか調査を行ったというものです。島に今ある人的、物質的資源をどれだけ活用できるかがインバウンド受け入れも見据えたDMO成功の鍵と考えますが、そこにはアイデアが必要です。本事業は、柔軟な発想を具現化したすばらしい施策の一つと高く評価します。ちなみに、昨年度産業建設常任委員会にて行政視察に来訪させていただいた和歌山県の田辺市熊野ツーリズムビューローでは、元ALTの男性を組織準備段階の早期に雇用し、外国人目線からのインバウンド対策に乗り出したことで、インバウンド受け入れのDMOとして成功をおさめている事例を伺ってまいりました。

以上、2つの事業を例示しましたが、あらゆる事業において、PDCAサイクルによる改善ということが大変重要であると考えます。事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つであるPDCAサイクル、プラン・ドゥー・チェック・アクト、計画・実行・評価・改善の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するということに努めていただきたいと思います。佐渡市の各課には重要なデータが数多く存在します。料理に例えるなら、最高の食材をたくさん持ち合わせている。現状では、その食材を調理しない、あるいは食べないまま腐らせていると言っても過言ではないと言えます。むしろその最高の食材を調理し、おいしく食べることで、その味を見きわめ、もっとこうすべきではないかと改善を行っていく、そういうサイクルが必要だと思えます。これこそがPDCAサイクルでしょう。

以上、定性分析、定量分析の改善を佐渡市執行部に期待しつつ、引き続きアイデアを生かした佐渡市政

の運営に努めていただきたいという激励の言葉をもって賛成討論とさせていただきます。

そして、一議員として、決算審査も予算審査も、佐渡市政に対する全否定ではなく、部分否定にとどめることで執行部への改善を促していくべきではないかと強く主張して、結びといたします。議員の皆様方におかれましては、良識ある冷静なご判断により、賛成をお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で室岡啓史君の賛成討論は終わりました。

議案第127号についての討論を終結いたします。

これより議案第127号 平成28年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は認定とすることに決しました。

次に、議案第128号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔13番 中川直美君登壇〕

○13番（中川直美君） 平成28年度の国民健康保険特別会計の決算認定について、反対、不認定の討論を行います。

1つは、当初の予算のときも私は言っていましたが、深刻な不景気で、市民の暮らしが本当に深刻という中で、とても耐えられない国民健康保険税になっているという点であります。私が本算定のときに指摘をしたとおり、最終的には基金を1億8,000万円余り積み立てていると、つまり過去最高の基金高になってきているということです。1人当たりでいいますと1万1,868円、1世帯当たりだと1万9,258円も基金に積み立てた。何もこれを全部積み立てなくても、一部取り崩すだけでも負担が重くて大変な国民健康保険税に使えたということでもありますし、都道府県化を前に保険者の支援ということで1億円を超えるお金が入ってきていた。結局それは加入者に使わず、積み立てたということになっている点が1点です。

2点目は、今医療、介護の分野において非常に生存権が脅かされております。国民健康保険税が高くて払えない加入世帯に対して、ペナルティーの短期証とか資格証を発行していますが、県内では発行していない自治体もあります。命と健康を守る国民健康保険制度としては不適切だということを、この2点を述べて、反対の討論といたします。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

議案第128号についての討論を終結いたします。

これより議案第128号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩崎隆寿君） 起立多数であります。

よって、本案は認定とすることに決しました。

次に、ただいま議決いたしました議案第127号及び議案第128号を除く決算審査特別委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定とすることに決しました。

日程第3 発議案第9号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第3、発議案第9号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川隆一君。

〔14番 中川隆一君登壇〕

○14番（中川隆一君）

発議案第9号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成29年12月19日

佐渡市議会議長 岩 崎 隆 寿 様

提出者	佐渡市議会議員	中 川 隆 一
賛成者	〃	中 川 直 美
	〃	近 藤 和 義
	〃	猪 股 文 彦
	〃	坂 下 善 英
	〃	渡 辺 慎 一
	〃	駒 形 信 雄
	〃	山 田 伸 之

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例（平成16年佐渡市条例第328号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

3 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、次の定例会の招集の日から施行する。

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、次の定例会から委員会における傍聴人の定数等について傍聴規則で定めるための規定を加える改正を行うものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております発議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第9号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第9号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第172号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第4、議案第172号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第172号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、平成30年3月31日をもって任期満了となる佐渡市の人権擁護委員について、引き続き北恭子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

よろしく賛同賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております議案第172号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第172号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第172号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。
よって、本案は同意することに決しました。

日程第5 議案第173号

○議長（岩崎隆寿君） 日程第5、議案第173号 佐渡市真野財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。
三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 議案第173号 佐渡市真野財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市真野財産区管理委員の第7区、遠藤保雄氏が退任されたため、後任として第7区、遠藤操氏を選任することについて、佐渡市真野財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

よろしく賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（岩崎隆寿君） ただいま議題となっております議案第173号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、議案第173号については、委員会の付託を省略することに決しました。
これより議案第173号 佐渡市真野財産区管理委員の選任についての採決を行います。
本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第6 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（岩崎隆寿君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩崎隆寿君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（岩崎隆寿君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。
三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） 平成29年第9回市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、本定例会に提案いたしました議案について慎重なご審議をいただき、御礼申し上げます。全ての業務に共通することとして、計画・実行・評価・改善のいわゆるPDCAの徹底が大切ですが、評価や改善の取り組みが不十分だと感じております。今議会では、財産の処分や活用の方向性について多くの議論がありましたが、本日の採決を踏まえて、しっかり対応してまいりますとともに、市民や議会への丁寧な説明を心がけ、よりよい住民サービスの提供に努めてまいります。

議会初日には梅雨前線豪雨災害に係る査定結果について報告いたしましたでしたが、全ての査定が終了し、市の事業につきましては土木、農地、農業用施設、林業用施設の合計で105件、4億9,500万円となりました。早期の復旧に向けて取り組んでまいります。

11月以降、北朝鮮からと思われる木造船や遺体等が相次いで市内の海岸に漂着しており、12月17日現在で船体10隻、破片が6件、遺体8体となっております。ますます季節風の強い時期を迎え、今後も漂着する可能性がありますので、市民の皆様が発見した際は、近づくずに、警察署または海上保安署にご連絡をしていただきたいと思います。

そのほか、佐渡航路の運航体制や観光振興策、子育てと介護への支援、教育振興、農業経営のあり方、情報公開、地域経済の活性化策など課題は山積しておりますが、佐渡市の将来のあるべき姿をしっかりと見据えた市政の実現に努力していくことを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩崎隆寿君） 以上で会議を閉じます。

平成29年第9回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 坂 下 善 英

署 名 議 員 中 川 直 美